

# 沖縄中南部地域森林計画変更計画書

計画期間

自	平成28年 4月 1日
至	平成38年 3月31日

(変更 平成28年12月)

沖 縄 県



# 変更する理由

平成28年5月に森林法等の一部を改正する法律第1条において、地域森林計画に鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域の基準その他鳥獣害の防止に関する事項を定めることとなつたため、森林の保全に関する事項に鳥獣害の防止に関する事項を追加する。(森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項に基づく変更)

なお、本計画の変更の効力は平成29年4月1日より生じる

# 変更の内容

現行計画において、下表の下線で示した項目の内容について変更する。

現行計画	変更計画
<b>II 計画事項</b> <b>第3 森林の整備に関する事項</b> 1 森林の立木竹の伐採に関する事項  4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針 (2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針 <b>第4 森林の保全に関する事項</b> 2 保安施設に関する事項 (2) 保安施設地区に関する方針 (3) 治山事業に関する方針  3 森林の保護等に関する事項 (2) 鳥獣による森林被害対策の方針 <b>第7 その他必要な事項</b> 1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	<b>II 計画事項</b> <b>第3 森林の整備に関する事項</b> 1 森林の立木竹の伐採に関する事項 <u>(間伐に関する事項を除く。)</u>  4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域 <u>内</u> における <del>森林</del> 施業の方法に関する指針 (2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域 <u>内</u> における <del>森林</del> 施業の方法に関する指針 <b>第4 森林の保全に関する事項</b> 2 保安施設に関する事項 (2) 保安施設地区 <u>の指定</u> に関する方針 (3) 治山事業 <u>の実施</u> に関する方針 <b>3 鳥獣害の防止に関する事項</b> <b>4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護等に関する事項</b> (2) 鳥獣害対策の方針 <u>(3に掲げる事項を除く。)</u> <b>第7 その他必要な事項</b> 1 保安林その他 <del>法令により施業について制限を受けている</del> 森林の施業方法



# 目 次

頁

## はじめに

1 森林の果たす役割	-----	1
2 森林計画制度について	-----	1
3 計画達成後の森林の姿	-----	1

## I 計画の大綱

1 森林計画区の概況	-----	1
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	-----	1
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	-----	1

## II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	-----	2
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	-----	2
第3 森林の整備に関する事項	-----	2
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	-----	2
2 造林に関する事項	-----	2
3 間伐及び保育に関する事項	-----	2
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	-----	2
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	-----	2
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の 合理化に関する事項	-----	2
第4 森林の保全に関する事項	-----	3
1 森林の土地の保全に関する事項	-----	3
2 保安施設に関する事項	-----	3
3 鳥獣害の防止に関する事項	-----	3
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	-----	3
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	----	4
第6 計画量等	-----	4
第7 その他必要な事項	-----	4
(附) 参考資料	-----	5



# I 計画の大綱





# はじめに

## 1 森林の果たす役割

平成28年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

## 2 森林計画制度について

平成28年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

## 3 計画達成後の森林の姿

平成28年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

# I 計画の大綱

## 1 森林計画区の概況

平成28年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

## 2 前計画の実行結果の概要及びその評価

平成28年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

## 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

平成28年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり



## Ⅱ 計画事項



## II 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

平成28年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

### 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

平成28年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

### 第3 森林の整備に関する事項

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

平成28年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

#### 2～3

平成28年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

#### 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

##### (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

###### ア 区域の設定の基準

平成28年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

###### イ 施業の方法に関する指針

平成28年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

##### (2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

###### ア 区域の設定の基準

平成28年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

###### イ 施業の方法に関する指針

平成28年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

##### (3) その他必要な事項

平成28年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

#### 5～6

平成28年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

## 第4 森林の保全に関する事項

### 1 森林の土地の保全に関する事項

平成28年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

### 2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

平成28年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

平成28年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

(3) 治山事業の実施に関する方針

平成28年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

(4)～(5)

平成28年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

### 3 鳥獣害の防止に関する事項

深刻な森林被害をもたらす野生鳥獣に関して各方針を定めることとします。野生鳥獣による被害がある森林、若しくは、被害発生のおそれがある森林が確認された場合は、その区域等を明確化して鳥獣害防止対策を推進することとします。なお、具体的な区域や鳥獣害の防止の方法については、次の事項を規範として市町村森林整備計画において定めることとします。

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定することとします。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害を防止するために効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進することとします。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。

(2) その他必要な事項

ア 鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法の方針

鳥獣害の防止の方法が実施された区域について、被害防止効果の発揮が期待できる適切な実施状況となっているか確認するため、植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとします。

#### 4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

平成28年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)

野生鳥獣による森林被害(3(1)アで定めた対象鳥獣以外の野生鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害)については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえた捕獲や関係行政機関、森林組合及び森林所有者等が協力して計画的に行う防護柵の設置等、広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進します。また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進します。

(3)～(4)

平成28年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

#### 第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

平成28年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

#### 第6 計画量等

平成28年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

#### 第7 その他必要な事項

##### 1 保安林その他制限林の施業方法

平成28年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

##### 2 その他必要な事項

平成28年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

## **(附) 参考資料**

平成28年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり



---

---

## 沖縄中南部地域森林計画変更計画書

計画期間 平成28年4月1日～平成38年3月31日

平成27年12月 樹立

平成29年12月 変更

発行 沖縄県農林水産部森林管理課

〒 900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

電話 098-866-2295 FAX 089-868-0700

---

---

本計画書に使用した紙（表紙、合い紙を除く）には、30%の間伐材（九州産）が配合されています。当用紙の使用により、地球温暖化の防止、林業・山村の活性化に貢献しています。

（商品名『木になる紙』）